

第4章 子育て支援

指針では、保育所における保護者の支援だけではなく、家庭や地域で子育てに関わるすべての人の子育て支援をする必要性から、従来の「保護者支援」から「子育て支援」というタイトルに変わった。子育ては、保育士と保護者だけではありません。地域の関係機関や子育て支援をする人たちと連携・協力しながら子育てをしていくことが大切だが、子育ての中心にいるのは保護者である。まずは、保護者の気持ちを受け止め信頼関係をつくり、保護者の主体性や自己決定を尊重しながら、保育所の特性を活用して保護者が子育ての喜びを感じられるような支援が重要である。また、地域の保護者に対しても保育の専門性を生かした子育て支援が求められている。

I. 保育所における子育て支援に関する基本的事項

(1) 保育所の特性を生かした子育て支援

- ① 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重する。
- ② 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努める。

(2) 子育て支援に関して留意すべき事項

- ① 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努める。
- ② 子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持する。

II. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

(1) 保護者との相互理解

- ① 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努める。
- ② 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与することから、これを促す。

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

- ① 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるように努め、子どもの生活の連続性を考慮すること。
- ② 子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める。
- ③ 外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努める。

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

- ① 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて、個別の支援を行うように努める。
- ② 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図る。

Ⅲ. 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

- ① 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うように努める。
- ② 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにする。

(2) 地域の関連機関等との連携

- ① 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るように努める。
- ② 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むように努める。

Ⅳ. 延長保育

1. 延長保育の意義

近年、就業形態の多様化や核家族化に伴い、延長保育のニーズは高まっている。特にその就労が通常保育時間を超えて必要な場合、乳幼児の情緒が安定する環境を整えることが大切である。

2. 延長保育の目標

多様な背景を持つ子どもの状態を捉え、その状態に応じた愛情豊かな働きかけやきめ細やかな配慮によって楽しい時間を過ごさせ、安定した状態を保ち、心身の健康な発達を保障することにある。

3. 延長保育の方法

- (1) 延長保育により長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮する。
- (2) 緊張をほぐし、情緒の安定を図るため、積極的に楽しい時間を過ごせるよう配慮する。
- (3) 引継ぎ時、降園時の対応には特にきめ細やかな配慮をする。担任は、一人ひとりの心身面のポイントを延長保育担当の保育士に伝える。
- (4) 長時間を保育園の中で過ごす子どもたちには、外部と触れ合う機会を持ち、少人数になった時は、子どもに寂しい思いをさせない明るい対応を心がける。

4. 延長保育の環境

(1) 人的環境

- ・保育士は延長保育の必要性を認識し、子どもや保護者に対して常に温かく接することができるよう心がける。
- ・保護者との信頼関係、また保護者相互の理解と信頼を深める。
- ・異年齢、小集団の交流の良さを生かす。

(2) 物的環境

- ・保育室全体を柔らかな安定した雰囲気を保ち、昼間とは違った家庭的雰囲気となるように創意工夫する。
- ・使用する保育室の位置については、安全性、保護者の出入りの便、医務室、給食室への距離、見通しの良さなども配慮する。

- ・廊下、玄関など延長保育に使用する箇所の照明はなるべく明るくする。冬季は日没が早く薄暗くなるので園庭の照明にも留意する。
- ・最後の子どもが降園するまで、照明を消したり、掃除片付けなどをせず、ゆとりある気持ちをもって対応する。

(3) 緊急事故対策

- ・活動ごとに子どもの人数を確認する。
- ・子どもの急病、事故に備えて嘱託医などとの連携を取る。
- ・延長保育時間の避難訓練を実施し、災害時に備え地域、近隣の人たちとの触れ合いを大切にする。

(4) 家庭との連携

- ・延長保育を希望する保護者の意識とそれに対応する園の保育方針とをしっかりと調整する。
- ・朝夕の保護者との交流を大切にする。

V. 一時預かり保育

1. 一時預かりの意義、目的

パートタイム就労など就労形態の多様化や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対する需要が年々高まっている。また、核家族化の進行等により保護者の育児に伴う心理的不安感及び負担感が増大しつつある。一時預かり保育事業は、育児疲れ解消、急病や出産、断続的、短時間勤務等を理由とするこれらの一時的な保育需要に対応し、乳幼児の福祉の増進を図ることを目的に実施している。

2. 事業内容

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者等の労働、職業訓練、就学等により、原則として週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業。

(2) 緊急保育サービス事業

保護者等の疾病、入院、出産、災害・事故、看護・介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、原則として月15日を限度として、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業。

(3) リフレッシュ保育サービス事業

上記①、②以外の私的理由により、原則として週3日を限度として、保護者等の希望に応じて行う保育サービス事業。

3. 対象児童

原則として児童福祉法第24条の規定による、保育所への入所対象とならない小学校就学前の久留米市内に住所を要する児童とする。

4. 保育所以外での一時預かり保育事業

- ・児童センター
- ・子育て交流プラザくるるん

VI. 休日保育

日曜・祝日において保護者の就労等で家庭での保育ができない児童を指定の保育所で預けることができる。認可保育所、認定子ども園に入所中の児童が対象。実施施設以外の保育所に在籍している児童も利用できる。現在、休日保育を行っている施設は次のとおりである。

※休日保育実施施設

実施施設	所在地と連絡先	利用できる日時	定員	対象児童	対象年齢
篠山保育園	城南町 21 番地 8 Tel 0942-32-9655	通常開所時間 8 時 00 分～18 時 00 分 短時間保育時間 8 時 30 分～16 時 30 分	20 名 程度	保育所等に入所 中の子ども (2, 3 号認定)	満 1 歳～

利用について

- ・上記事業を利用される場合は、あらかじめ登録が必要。実施施設にて手続きを行う。
- ・年末年始は閉所。
- ・家庭より昼食（弁当やベビーフード等）、飲み物を持参する。
- ・利用料は月額保育料に含まれる。
- ・病気や怪我等の症状にある児童や、預かる児童の年齢構成によっては（低年齢児が多い等）、休日保育を利用できない場合がある。
- ・利用する場合は、原則、通常通っている保育所を月曜日から土曜日の間で休む。

休日保育事業利用登録申請書

篠山保育園 園長殿

下記のとおり登録を申請いたします。

年 月 日

保護者名	フリガナ	住所			
登録児童名	フリガナ	男・女	生年月日	年	月 日 生まれ

利用期間	年 月 日 ~ 年 3月 31日
利用を希望する理由	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 病気・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> その他()

在籍証明欄	(平日通っている施設よりお取りください)	保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準時間 <input type="checkbox"/> 短時間
	(施設印)	印	

世帯の状況	氏名	続柄	勤務先名	緊急連絡先	連絡順	日・祝日の勤務時間
	フリガナ			TEL ()		~
						(月平均 日)
	フリガナ			TEL ()		~
						(月平均 日)
	フリガナ			TEL ()		~
						(月平均 日)

かかりつけ医		保険証番号	記号	番号
病気・発達の遅れ等	無・有()	アレルギーの有無		無・有()

備考(その他何かありましたら記入してください)

Ⅶ. 園庭開放

「園庭開放」では、未就園児とその保護者向けに園庭や保育室を開放し、保育園の雰囲気などを体で感じてもらえるよう、市内の多くの保育園で実施している。各園で、園庭開放の実施日や内容は異なるので各園に直接問い合わせが必要である。

Ⅷ. 久留米市の子育て支援

1. こども子育てサポートセンター

センターでは、妊娠期から子育て期、就学後 18 歳までの子どもたちと子育て家庭の相談や支援を行う。

(1) 相談

妊娠期から 18 歳までと幅広い相談を受けるほか、複数の課題が絡み合った悩みにも、一緒に解決策を考え、継続的にサポートを行う。「子育ての悩み、まずはここ」と言えるよう窓口を集約している。

(2) 支援

妊娠届出や子育て支援サービスの手続き窓口を一つにし、保護者負担を軽減する。乳幼児健診や予防接種の履歴などと、児童相談や婦人相談などの情報を集約し、一貫した支援体制で、切れ目のない支援を行う。

(3) センターでできる手続き

- ・妊娠届出、母子健康手帳交付
- ・出生連絡票受付
- ・特定不妊治療費助成
- ・育成医療
- ・未熟児養育医療
- ・妊婦、産婦健診里帰り償還払い

(4) センターで行っている健診、教室、相談内容

- ・乳幼児健診
- ・妊婦健診
- ・産婦健診
- ・プレパパ、ママ教室
- ・離乳食教室
- ・気になるお子さんの相談
- ・ことばの相談
- ・親子ののびのび教室
- ・ママパパきもち楽々相談
- ・女性の健康相談
- ・産後ケア事業
- ・産前産後サポート事業
- ・赤ちゃん訪問
- ・就学後の相談

《問い合わせ》

こども子育てサポートセンター

【TEL/FAX】30-9302/30-9718

2. 地域子育て支援拠点

●地域子育て支援センター一覧

市内 9 カ所の地域子育て支援センターでは、親子が自由に遊ぶことができる子育てサロン（あそびのひろば）を実施するほか、保育士による子育て相談や子育て支援情報の提供、子育て支援講座、子育てサークルの育成支援などを行っている。

荒木子育て支援センター	【TEL/FAX】	26-0064
江南子育て支援センター	【TEL/FAX】	33-4441
松柏子育て支援センター	【TEL/FAX】	33-5360
善導寺子育て支援センター	【TEL/FAX】	47-2021
白峯子育て支援センター	【TEL/FAX】	43-5200

北野子育て支援センター	【TEL/FAX】 78-7222
城島子育て支援センター	【TEL/FAX】 62-2341
三瀧子育て支援センター	【TEL/FAX】 65-2255
田主丸子育て支援センター	【TEL/FAX】 0943-72-4550

●その他の子育て支援施設

乳幼児とその保護者が気軽に利用できる交流の場を設置し、親子間や保護者同士の交流を深める取り組み等の地域支援活動を行う。

子育て交流プラザくるるん	【TEL/FAX】 34-5571 / 34-5572
児童センター	【TEL/FAX】 35-3809 / 35-3835
信愛つどいの広場	【TEL/FAX】 43-4532 / 43-2531

3. エンゼル支援訪問事業

(1) 産前産後ヘルパー派遣（エンゼル応援隊）

産前産後で家事や育児が困難なとき、周りからの支援が十分に見込めない家庭を、経験豊富なヘルパー（エンゼル応援隊）が訪問し、サポートする。

対象期間	母子健康手帳交付後～出産退院後6カ月以内 (最高60日) ※多胎児や低出生体重児(2,500g未満)の場合は、2歳まで最高90日
利用時間	9時～17時(1日4時間まで) ※日曜・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く
利用回数	1日1回 ※保育園・幼稚園への送迎は1日2回利用可
利用料	1時間につき500円(生活保護世帯は減免あり)
申込期限	利用を希望する日の2日前まで ※緊急時を除く

※里帰り出産などで一時的に市内に滞在している場合、滞在先の方の申し込みと利用料負担で利用できる。

(2) 専門的訪問支援

子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士や保健師等が訪問し、相談に応じる。

- ・対象 0歳から就学前までの子どもがいる家庭
- ・訪問時間 9時～17時(日曜・祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

《問い合わせ》 松柏子育て支援センター 【TEL/FAX】 33-5360

4. 訪問支援事業

乳児のいる家庭を保健師・助産師・保育士等が訪問し、赤ちゃんの身体測定や相談に応じ、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。

- ・赤ちゃん訪問： 生後4か月までの初めての赤ちゃんがいる家庭
《問い合わせ》 こども子育てサポートセンター
【TEL/FAX】 30-9302/30-9718
- ・こんにちは赤ちゃん事業： 2人目以降の赤ちゃんがいる家庭
《問い合わせ》 こども子育てサポートセンター
【TEL/FAX】 30-9341/30-9718

5. ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしたい地域のボランティア会員（みまもり会員）と子育ての手助けが欲しい人（おねがい会員）または、両方を兼ねる人（どっちも会員）が登録し、相互援助をする仕組み。保育所・幼稚園・学童保育所への子どもの送迎や、保護者の残業、通院、リフレッシュの際の子どもの一時的預かりなどを行う。

《問い合わせ》
ファミリー・サポート・センターくるめ
【TEL/FAX】 37-8888/37-8822

6. 地域の子育てサロン(すくすく子育て委員会)

小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」を設置し、地域ニーズに応じた子育て支援のための事業を企画し実施する。

《問い合わせ》
子ども政策課
【TEL/FAX】 30-9227/30-9718

7. 病児保育事業

病气中あるいは病气からの回復期にある児童について、保護者が仕事や病気、事故、出産、冠婚葬祭などにより、やむを得ず家庭で保育できない場合に保育施設で一時的に預かりを行う。

実施施設	所在地と連絡先
マリアン・キッズ・ハウス (聖マリア病院)	久留米市津福本町422 【TEL/FAX】 34-3165/34-3165
エンゼルキッズ (久留米大学医療センター)	久留米市国分町155-1 【TEL/FAX】 22-6621/22-6621
すくすくランド (久留米大学)	久留米市旭町67 【TEL/FAX】 31-7988/31-7992
ハイジア病児保育室 (ハイジア内科)	久留米市三潴町玉満2270-2 【TEL/FAX】 54-9551/55-8322

たのっしーランド (田主丸中央病院)	久留米市田主丸町田主丸10012 【TEL/FAX】0943-72-1633/ 0943-73-3465
-----------------------	--

8. 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、仕事等の理由で家族での養育が一時的に困難となった児童を、児童福祉施設等で一定の期間養育保護し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

実施施設	所在地と連絡先
久留米天使園	久留米市御井町2187 【TEL】43-3418
清心慈愛園・乳児園	三井郡大刀洗町大字山隈377 【TEL】77-1538 (慈愛園) 77-3132 (乳児園)
洗心寮	三養基郡基山町大字宮浦923番地2 【TEL】92-2818
福岡乳児院	福岡市博多区西春町1丁目1-14 【TEL】092-573-7025

《問い合わせ》 子ども政策課 【TEL/FAX】30-9227/30-9718
